

# キッチンカー購入等応援補助金 (令和3年度 キッチンカー購入等支援事業) 募集要領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

## 1 目的

敦賀市内の中小企業者に対して、ウィズコロナへの対応を踏まえ、キッチンカー・移動販売車等による販売促進、収益力強化、経営基盤の強化等に繋がる取組みを支援することで、市内経済の底上げを図るとともに、事業者の事業継続を支援する。

## 2 補助対象者

①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者（※）。

（※）中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する者

②応募時点で、法人の場合は「法人及び法人の代表者」、個人事業主の場合は「代表者」の市税の滞納がないこと。

③キッチンカー等車両の購入・改造等、車両関連の設備導入を実施する者。

## 3 支援内容

○事業概要

キッチンカー等車両購入・改造等に必要な設備投資等に対して支援を行う。

○補助内容

・補助率 1/2

・補助上限額 1件あたり 100万円

○補助対象経費

キッチンカー等車両（※）購入・改造費（専ら事業の用に供する）、設備導入経費（機械装置・工具・器具備品、その他附帯する費用）、委託料（調査研究費、資料作成費）、広告宣伝費（販売促進費）、賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用

（※）キッチンカー等車両：

①食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両又は車両に商品を積載、陳列するとともに場所を移動して商品を販売する車両をいう。

②移動販売車の場合、設備等は簡単に取り外しができないものであること。

③単なるデリバリー車両でないこと。

## 4 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとなります。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業終了日までに支払われた経費

③ 証拠資料によって金額が確認できる経費

(注) 下記に該当する経費は対象となりません

- ・ 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等から補助を受けている事業経費
- ・ 金融機関などへの振込手数料
- ・ 消費税及び地方消費税等の租税公課
- ・ 汎用性があり、目的外での使用も可能となり得るもの（例：パソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- ・ 旅費について、JR（電車）を利用する場合は、「グリーン車利用料」を除く。また、飛行機を利用する場合は、「ファーストクラス・ビジネスクラス利用料」を除く。
- ・ 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 5 補助対象期間

交付決定日より最長で令和3年11月30日（火）迄

## 6 事業の採択方法

- ・ 提出された申請書が要件を満たしているかについて、事務局で形式審査を行います。その後、審査会による書面審査を行い、採択案件を決定します。
- ・ 採択・不採択の結果は、各事業者へ書面でお知らせします。

## 7 事業の評価基準について

以下の項目を基準に審査会にて評価を行いますので、ご確認下さい。

- ① 成果目標が明確にされ、売上・利益増が見込まれること。
- ② 市場性・優位性が見込まれること。
- ③ 実現可能性、実施体制が十分であること。
- ④ 成長性、持続性が見込まれること。
- ⑤ 地域経済への波及効果が見込まれること。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上の減少がある。（加点審査）

## 8 募集スケジュール等

- 募集期間 令和3年4月19日（月）～令和3年6月15日（火）
- 審査会 令和3年6月下旬
- 交付決定 令和3年6月下旬

## 9 申請方法

- ・ 募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所窓口まで持参して下さい。
- ・ 様式については、窓口・Eメール・ホームページ上で公表致します。
- ・ 一度提出された書類は、差替えや返却は原則致しません。

## 10 提出書類

- 事業計画書（様式第1号）※別紙1～4含む
- 購入設備の金額の根拠となるもの（見積書や金額が記載されたパンフレット等）
- 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し【法人の場合】
- 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書〔1・2面〕）  
又は所得税青色申告決算書〔1～4面〕【個人の場合】
- その他、事務局が必要と判断した書類（開業届等の営業実態が確認できる書類）

## 11 実績報告書の提出

採択事業者は、補助事業終了後30日を経過する日、又は令和3年12月28日（火）の何れか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

《お問い合わせ、申込先》

敦賀商工会議所 中小企業相談所

キッチンカー購入等応援補助金事務局 迄

〒914-0063 敦賀市神楽町2丁目1番4号

TEL：(0770)22-2611 FAX：(0770)24-1311

Eメール：tcci\_soudan@tsuruga.or.jp